慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	出家前の慶滋保胤の狂言綺語観を再検討する
Sub Title	
Author	李, 篠硯
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2018
Jtitle	三田國文 No.63 (2018. 12) ,p.14- 20
JaLC DOI	10.14991/002.20181200-0014
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20181200-0014

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

出家前の慶滋保胤の狂言綺語観を再検討する

李　篠硯

一、はじめに

「狂言綺語」を初めて詩に用いたのは白居易である。彼によって狂言綺語観（仏教信仰上、否定すべき狂言綺語（文学作品）を来世の讃仏の機縁にしようとする考え方）は形成された。それを日本で最初に受容したのは勧学会である。源為憲『三宝絵』によれば、勧学会とは、「クレノ春、スヱノ秋ノ望ヲソノ日ニ定テ、経ヲ講ジ、仏ヲ念ズル事ヲ其勤トセム。コノ世、後ノ世ニ、ナガキ友トシテ、法ノ道、文ノ道ヲタガヒニアヒス、メナラハム」という会である。

慶滋保胤は勧学会の中心的なメンバーであった。彼の狂言綺語観については、先行研究が数多く存在しており、概ね二つの意見に分けられる。山田昭全氏は、出家前の保胤にとって白居易が倣うべき存在であり、勧学会の「成立の精神に於いては何といっても白楽天に負う所多大であった」[1]とし、出家後、彼が天神の廟前に捧げた願文「賽菅丞相廟願文」については、「花言綺語の遊びが神道に何等益のないものであると、はっきり断言してはばからない。誠に痛烈な文芸否定の宣言であると思う」[2]と指摘している。柳井滋氏は、保胤が出家前、白居易に深く傾倒していたことについて「詩文と仏法の両面から白居易を追っていた」[3]と評し、出家後の「賽菅丞相廟願文」に至って文学を全面的に否定し、その「詩文が菩提のために全く無用であるという否定のしかたが、白楽天の場合と全く異なっているのである」[4]とする。後藤昭雄氏は保胤の生涯を整理し、出家前の保胤が参加していた勧学会などの法会で白居易が「狂言綺語」を詠み込んだ一文を誦する行為について、それは「狂言綺語の罪から免れる文字通りの免罪符なのである」[5]と述べ、それに対し出家後の「賽菅丞相廟願文」に至り、「詩の詠作は『花言綺語』としてはっきりと否定されている」[6]と述べている。つまり、三氏はともに、出家前の保胤は、白居易の狂言綺語観を継承して、勧学会で讃仏の詩を作ったとし、出家後には、文学を全面的に否定し、白居易の狂言綺語観から離れたと見なしたのである。

一方、吉原浩人氏は、保胤は出家前、出家後を問わず、一貫して讃仏詩を求め、白居易の狂言綺語観を踏襲したとの新見を提示した。吉原氏は「慶滋保胤勧学会詩序考」[7]において保胤の

勧学会詩序にある文言の典拠を徹底的に分析し、勧学会時代の保胤は白居易に傾倒したことを詳細に論じ、また「慶滋保胤『賽菅丞相廟願文』訳註」において、「賽菅丞相廟願文は、慶滋保胤出家直後のものである。出家した以上、四六駢儷文に基づく願文を著すべきではないのだが、天満天神すなわち菅原道真への思慕と、『法華経』作文会開筵の意志がまさったというべきであろう。（中略）保胤は、勧学会と同様な法華講会を、北野聖廟前において開筵することを企図した」[8]と述べている。

このように、従来の先行研究では、結局のところ、いずれも、少なくとも出家前の保胤については、白居易の狂言綺語観を継承したことを指摘している。本稿では、そうした従来の見解と異なり、出家前の保胤が白居易とは異なる狂言綺語観を形成していたと主張したいと思う。以下詳しく検討する。

二、狂言綺語観：白居易から勧学会へ

慶滋保胤の狂言綺語観を検討するに先立ち、狂言綺語観はどのように白居易から勧学会に伝わったのかを究明しておきたい。

白居易の狂言綺語観は主に「香山寺白氏洛中集記」と「蘇州南禅院白氏文集記」という二作品に表れている。

①「蘇州南禅院白氏文集記」（『白氏文集』巻六十一・2955）

且有本願、願以今生世俗文字、放言綺語之因、転為将来世世讃仏乗転法輪之縁也。

（且つ本願有り、願はくは今生世俗文字、放言綺語の因を以て、転じて将来世世讃仏乗転法輪の縁と為さんとするなり。）

私には宿願がある。現世世俗の文字、放言・美辞（である我が詩文集）を転じて、未来永世仏法を讃嘆し、仏の教えを説く機縁にしたいのである。

（傍点は筆者による。以下同。）

②「香山寺白氏洛中集記」（『白氏文集』巻七十・3608）

我有本願、願以今生世俗文字之業、狂言綺語之過、転為将来世世讃仏乗之因、転法輪之縁也。

（我に本願有り、願はくは今生の世俗文字の業、狂言綺語の過を以て、転じて将来世世の讃仏乗の因、転法輪の縁と為さんとするなり。）

私には宿願がある。現世世俗の文字の罪業、狂句・美辞の過失（である我が詩文集）を転じて未来永世仏法を讃歎し、仏の教えを説く機縁にしたいのである。

文字の配列がいささか異なっているところもあるが、基本的な意味はほぼ同様であろう。すなわち、白居易は仏教の立場から、自分がそれまで書いた「世俗文字」「狂言綺語」が過ちであると認めつつ、それが来世の「讃仏乗」・「転法輪」の機縁に転じて欲しいと述べた。この二篇の文章はいずれも白居易が自分の詩文集を寺院に奉納する際に書いた附記であるため、文中にある「世俗文字」、「狂言綺語」が寺院に納めようとする詩集、即ち『洛中集』と『蘇州南禅院白氏文集』を指していることは明らかである。『洛中集』には主に白居易が劉禹錫らと唱和した花鳥風月の詩が収められている[9]。『蘇州南禅院白氏文集』の内容はどのようなものであろうか。記には

有文集七帙、合六十七巻、凡三千四百八十七首。其間根源五常、枝派六義、恢王教而弘仏道者、多則多矣。然寓興、放言、縁情、綺語者、亦往往有之。

（文集七帙有り、合はせて六十七巻、凡て三千四百八十七首。其の間五常を根源とし、六義を枝派とし、王教を恢めて仏道を弘むる者、多きことは則ち多し。然れども寓興、放言、縁情、綺語なる者、亦往往にして之有り。）

七帙、六十七巻、三千四百八十七首から成り立った（私、白居易の）『蘇州南禅院白氏文集』のうちには、儒教仏教を広める為の詩文も多くあるが、それ以外に「放言」「綺語」と言われる世俗的な詩文も少なくない。

と明記されている。ここでは、儒教・仏教に関わるもの以外に、「放言」「綺語」であるものも収められていることが明言されており、これは主に花鳥風月詠を指すものだと思われる。以上のように、「香山寺白氏洛中集記」においても、「蘇州南禅院白氏文集記」においても「狂言綺語」が主として花鳥風月詠を指していることがわかる。[10]

一方、勧学会の結衆たちの狂言綺語観はどうだろうか。『三宝絵』の「比叡坂本勧学会」の条には、勧学会の全ての行事が終わったあと、前掲した②の白居易の「狂言綺語」の一句が読誦されることが記されている。勧学会の結衆も白居易と同様に、今生の「世俗文字」・「狂言綺語」の業を来世の讃仏説法の因縁に転換できるよう願っていた。では、勧学会の結衆にとって来世の讃仏説法の因縁に転換できる「世俗文字」・「狂言綺語」は何だろうか。「比叡坂本勧学会」の条には勧学会の場で書かれた詩について次のように記されていた。

仏ヲホメ、法ヲホメタテマツリテ、ソノ詩ハ寺ニヲク。

勧学会で創作する詩は仏法を賛嘆するそれであり、その詩は法会の開催される寺院に奉納されていたことがわかる。勧学会の結衆にとって、讃仏の詩こそが来世の讃仏説法の因縁に転換したい「世俗文字」・「狂言綺語」であった。

勧学会で作られた讃仏詩が「狂言綺語」として捉えられていたことにはいくつかの傍証がある。その一つは康保元年（九六四）九月に行われた第二回勧学会を記録した源為憲の「勧学会記」[11]である。

縦把綺語之罪、請作随喜之詩。

（縦ひ綺語の罪を把れども、請ふらくは随喜の詩を作らむことを。）

たとえ美辞を作る罪に陥ろうとも、仏法を見聞する歓喜を詩に詠もうではないか。

文中、「綺語の罪」が「随喜の詩」と対応していることが見て取れる。これによって、讃仏詩が狂言綺語だと認識されていることがわかる。

もう一つは紀斉名が勧学会の場で作った「摂念山林」詩序（『本朝文粋』巻十・278）である。詩序の末尾の部分にこれから詠もうとする詩について、このように説明されている。

先講経而後言詩、内信心而外綺語。

（先ず経を講じて後に詩を言ふ。信心を内にして綺語を外にす。）

まず法華経を講釈し、そして讃仏の詩を作る。仏法への信

仰心を内に持ちながら、綺語である讃仏の詩文を外に表出する。

ここでは上句の「講経」（経典を講じること）は下句の「信心」と対応し、上句の「言詩」（詩を詠むこと）は下句の「綺語」と対応する。つまり、「綺語」は勧学会で作られた讃仏詩を指すのである。

このように、白居易の狂言綺語観と勧学会のそれとを比べてみると、今生の狂言綺語の詩文を来世の仏縁に転じたいという願いを持つ点で両者は一致する。しかし、仏縁に転じることのできる「狂言綺語」を白居易は風月詩とみなし、勧学会の結衆は讃仏詩とみなしている点で両者は大きく異なる。

三、出家前の慶滋保胤の狂言綺語観

それでは、勧学会の中心的なメンバーである保胤ははたして勧学会の結衆と同じであろうか。以下、保胤が法会の場で作った三篇の作品を取り上げて、出家前の彼の狂言綺語観を検討したい。

まず、「勧学院仏名廻文」（『本朝文粋』巻十三・399）[12]にある狂言綺語と関連する部分をとりあげたい。この廻文は勧学院で仏名会を行うにあたって、書かれたものである。勧学院は大学寮に設置される藤原氏の大学別曹であり、仏名会は毎年十二月中旬の三日間、『仏名経』を読誦して三世諸仏の名号を唱え、罪業を懺悔する法会である。仏名会が行われたのは宮中、諸国の国庁、寺社などだが、勧学院の例はこの廻文以外確認できない。

廻文では勧学院に在籍する学生の二つの罪が挙げられている。一つは殺生の罪であり、もう一つは妄語綺語の罪である。妄語綺語の罪については次のように述べられている。

春苑鳴硯、以花称雪。秋籬染筆、仮菊号金。妄語之咎難逃、綺語之過何避。

（春の苑に硯を鳴らして、花を以て雪と称す。秋の籬に筆を染めて、菊を仮りて金と号す。妄語の咎逃れ難く、綺語の過何ぞ避けん。）

春苑の詩宴では、花を雪に喩える。秋籬の詩宴では、菊を黄金に喩える。詩文を作る行為は妄語、綺語の罪を免れないのである。

「妄語」「綺語」の具体例として花を雪に、菊を金に喩える文飾、つまり比喩的な表現が挙げられている。比喩表現をふんだんに用いるのは文人らがよく作る花鳥風月詠に顕著に見られる特徴である[13]。保胤にとって、風月詩を作ることは「妄語」「綺語」の罪であり、懺悔すべきものであった。ここから、風月詩を否定的に見なし、自分の日常的な作詩の行為を反省する保胤の姿が確認できる。

次に、保胤が勧学会（年時不明）で作った「聚沙為仏塔（沙を聚めて仏塔を為る）」詩序（『本朝文粋』巻十・277）から狂言綺語と関わる部分を取り上げて考察したい。詩序の冒頭で勧学会の本質を説明するに当たって、保胤は次のように述べている。

凡知此会者、謂為見仏聞法之張本。軽此会者、恐為風月詩酒之楽遊。

（凡そ此会を知る者は、謂ひて見仏聞法の張本と為さむ。此会を軽んずる者は、恐らくは風月詩酒の楽遊と為さむことを。）

勧学会の本来の趣旨を知る人なら、この会は仏法を見聞する契機にする会であると理解できるだろうが、勧学会を軽んじる人には風月を弄び、詩や酒を楽しむ（仏法を無視する）会だと理解される恐れがある。

「此の会を知る者」「此の会を軽んずる者」は勧学会の内部の者を指すか、外部の者を指すか、議論の分かれるところだが、いずれにせよ、中心的なメンバーである保胤は「この会を知る者」に属し、仏法を見聞する機会として勧学会に参加していたことは疑いない。彼は勧学会の結衆と同様に、讃仏の詩文を作ることが来世の仏縁と繋がっていると信じていたのである。ただし、注目すべきところは傍線部である。保胤は勧学会を「風月詩酒の楽遊」として軽んじられることを嫌悪したようだ。また、弟の賀茂保章が康保元年（九六四）九月に勧学会の場で作った「志楽於静処（志 静かなる処に楽しむ）」詩序[14]に於いても次のように類似的な思想を示している。

凡此詩、為仏、為法、為勧学、為結縁而作之、不（為）風月而作矣。

（凡そ此の詩、仏の為、法の為、勧学の為、結縁の為にして之を作り、風月の為にして作らず。）

勧学会で作る詩は、仏法の為に、勧学の為に、結縁の為に作るものであって、風月を楽しむ為に作るのではない。ここで保章は仏法のために、仏と結縁するために讃仏の詩を作ることを強調し、風月を弄ぶための詩を否定する。勧学会の場におけるこのような保章の姿は保胤のそれと類似していると言えよう。

以上のように、保胤も保章も勧学会で作られた讃仏詩の仏教性、即ち讃仏詩を作ることによって、来世の仏縁に転じることができることを強調した。彼らは讃仏詩が風月詩と同等視されるのを嫌っていたのである。

次に、保胤が出家直前の寛和元年（九八五）あるいは寛和二年（九八六）の春に[15]六波羅蜜寺で開催された供花会の場で作った「一称南無仏（南無仏を一称す）」詩序（『本朝文粋』巻十・276）から狂言綺語と関わる部分を取り上げて検討を加えたい。供花会とは文字通り、仏前に花を供える法会であるが、開催の日時や内容などについて、詩序にこのように記されている。

暮春三月、百花争開。別修四日八講、号結縁供花会。

（暮春三月、百花争ひて開く。別に四日八講を修し、結縁供花会と号す。）

晩春の三月に花々が先を争って開いた。そこで我々は（日常的な法華講とは別に）四日間にわたって法華八講の筵を開き、それを結縁の供花会と名付けた。

三月に六波羅蜜寺で四日間の法華八講が開かれ、それは供花会と名付けられた。八講の後、讃仏の詩会も開かれたことは詩序にも記録されている。

当此時也、緇素相語曰、世有勧学会、又有極楽会。講経之後、以詩而讃仏。今此供花之会、何無歎仏之文哉。満座許諾、誰人間然。

（此の時に当るや、緇素相語りて曰く、世に勧学会有り。又極楽会有り、講経の後、詩を以てして仏を讃ず。今此の供花の会、何ぞ仏を歎ずる文無からんや、と。満座許諾し、誰人か間然せん。）

その時、僧侶と文人とが語って言うには、「世の中には勧学会、極楽会がある。そこでは経典を講じた後、讃仏のために詩を作るというのに、今この供花会ではどうして讃仏の詩文を作らないのだろうか」と。満座の人々は賛成し、反対する人は一人もいなかった。

勧学会と極楽会の慣例を踏まえ、この供花会でも讃仏の詩を作ろうとの提案に対して、参会の僧俗は同意し、「南無仏を一称す」を題にして詩を賦したのである。

さて、保胤は供花会で作られた詩をどのように認識していたのだろうか。それについて詩序の末尾の部分には次のように説明されている。

少壮之年、慾詠一事一物、強求名聞。衰暮之日、或記蕪詞狂句、将摂菩提。

（少壮の年、慾に一事一物を詠じて、強ひて名聞を求む。衰暮の日、或は蕪詞狂句を記して、将に菩提を摂せんとす。）

若いころ、うかつに世俗の物事を詠じて、強引に出世を求めようとした。今歳をとり、蕪雑な句、狂った表現を記して、菩提を心の中にとり入れようとする。

保胤はこの一節では若い頃作った詩と今供花会で作ろうとしている詩とを比較する。保胤がかつて、名声を勝ち得るために作った詩は即ち花鳥風月詠であると思われる。例えば文章院で作られた「別方山水深（別方に山水深し）」詩序（『本朝文粋』巻九・248）などがそれにあたる。いま、老年を迎えた保胤は、それらの詩文のもつ功利的な面を反省している。一方、この供花会で作成する讃仏詩は「蕪詞狂句」、即ち「狂言綺語」ではありながら、それによって菩提を心の中にとり入れることができるものだと保胤は信じていた。風月詩を批判的に、讃仏詩を肯定的に捉える保胤の姿が窺われる。

このように、出家前の保胤は勧学会の結衆と同様に、讃仏詩を「狂言綺語」の罪だと認めながら、それを来世の説法の因縁に転じたい立場から讃仏詩を積極的に作っていた。ただし、前述したように、保胤は讃仏詩が風月詩と同列に見なされることを嫌悪していた。彼は法会の場において讃仏詩の功徳を肯定する一方、風月詩を否定したのである。風月詩に対する否定的、反省的態度は他の勧学会の結衆の文章にはほとんど見当たらず、保胤に特徴的な面だと思われる。

四、結びに

ここで出家前の保胤の狂言綺語観と白居易の狂言綺語観とを比較してみよう。保胤は白居易の狂言綺語観にある中心的な思想、即ち今生の狂言綺語の詩作を来世の仏縁に転じたいとする発想を継承したことは明らかである。しかし、両者では風月詩に対する態度が明らかに異なっている。白居易は一見風月詩を狂言綺語として否定しているようだが、実際にはそれが来世の仏縁に転じられるとして、肯定的に取り扱っていることが窺わ

れる。それに対して、保胤は讃仏詩と風月詩とを分けて考えており、讃仏詩こそが来世の仏縁に転じることができるものであり、讃仏詩が風月詩と同列に見なされることを嫌っていた。保胤の風月詩に対する否定的な態度は白居易のそれとは大きく異なっていたのである。

保胤は寛和二年（九八六）四月二十二日に出家を遂げた。出家直後、彼は「賽菅丞相廟願文（菅丞相廟に賽する願文）」（『本朝文粋』巻十三・400）で狂言綺語について改めて意見を述べている。出家後における保胤の狂言綺語観の変化についても、詳細に論考する必要があるが、それは別稿に譲りたい。

注

（1）山田昭全「白楽天と勧学会」（『山田昭全著作集　第1巻　講会の文学』おうふう、2012年、第一編第三章。初出は1959年9月）、46頁。

（2）山田昭全「狂言綺語観の二側面—慶滋保胤の詩観の変遷—」（注（1）前掲書、第一編第四章。初出は1959年3月）、68頁。

（3）柳井滋「狂言綺語観について—白楽天から保胤への屈折—」（『国語と国文学』39-4　1962年4月）、31頁。

（4）注（3）前掲論文、33頁。

（5）後藤昭雄「慶滋保胤」（『日本文学と仏教』第一巻、岩波書店、1993年）、204頁。

（6）注（5）前掲論文、212頁。

（7）吉原浩人「慶滋保胤勧学会詩序考—白居易との関連を中心に」（『海を渡る天台文化』、勉誠出版、2008年。）

（8）吉原浩人『慶滋保胤『賽菅丞相廟願文』訳註」（『法華仏教と関係諸文化の研究』、山喜房仏佛書林、2013年）、939頁。

（9）『洛中集』は散逸したが、近年の研究によって一部が復元されている。賈晋华、「〈汝洛集〉、〈洛中集〉及〈洛下游賞宴集〉与大和至会昌东都闲适诗人群」、（『唐代集会总集与诗人群研究』北京大学出版社、2001年）、金燕「《洛中集》之重新考辑」（『楽山師範学院学報』2013年7月）などに詳しい。

（10）白居易は「与元久書（元九に与ふる書）」（『白氏文集』巻二十八・1486）で自らの詩を「諷諭詩」、「閑適詩」、「感傷詩」、「雑律詩」と分けている。この分類法に従えば、花鳥風月の詩は「感傷詩」及び「雑律詩」の一部に当たるだろう。

（11）藤原忠通直筆の『勧学会記』による。その書物は一九八四年に発見され、のちに後藤昭雄氏によって翻字・論考された。『勧学会記』は発見者小松茂美氏によってつけられた名称である。「勧学会記」（源為憲作）、「志楽於静処」詩と詩序から成り立っている。詳細は後藤昭雄「『勧学会記』について」（『国語と国文学』63巻6号、1986年6月。のちに同氏『平安朝漢文文献の研究』に再録）を参照。

（12）『本朝文粋』巻十三に収録されているが、諸写本の目録にも本文にも慶滋保胤の署名は書かれていない。ただし、配列上、前後の作品も保胤作であるから、保胤の作だと判断してよいだろう。この文章は『三十五文集』にも載っているが橘直幹の作だとされている。しかし、後藤昭雄氏の指摘した通り、直幹の作の証拠は乏しい。（『本朝文粋抄二』、勉誠出版、2009年）

（13）花を雪に、菊を金に喩える例は平安時代の漢詩文に数多くある。例えば藤原道長の「林花落灑舟（林花落ちて舟に灑く）」詩（『本朝麗藻』巻上）詩にある「范蠡泊迷霞乱処、子猷行過雪飛中（范蠡は泊りて迷はむ　霞の乱るる処、子猷は行きて過ぎむ　雪の飛ぶ中）」という一句では、落ちている林の花が飛ぶ雪に喩えられている。また、菅原道真らが参列した「菊散一叢金（菊は散ず一叢の金）」詩宴（『菅家文草』巻六に同題の詩序が残る）の詩題は菊を黄金に喩える一例である。

（14）注（11）前掲の『勧学会記』による。

（15）作時についての考察は奈良弘元「極楽会をめぐって」（『日本大学人文科学研究所研究紀要』63、2002年）に詳しい。